

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和8年2月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和7年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分から午後2時00分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 2階 応援活動拠点室①②

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 非農地証明願について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)に係る意見決定について
- (3) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 上村 貴彦	3番 吉岡 武彦	4番 相馬 和幸
5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔	7番 山田 裕子
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員(1人)

2番 矢野 圭介

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 村上 学

事務局職員 齊藤 達也

令和7年度第11回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

はじめに会長挨拶ですが、本日は会長が所要のため欠席となっておりますので、職務代理者から一言ご挨拶をいただければと思います。それでは職務代理者よろしく申し上げます。

◎職務代理者

<あいさつ>

本日の会議は、非農地証明や農地中管理機構事業法に基づく農用地利用促進計画の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっておりますが、先ほど申し上げたとおり、会長は本日欠席ですので、農業委員会会議規則第16条の規定に基づき、職務代理者に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、職務代理者よろしく申し上げます。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人を4番委員、5番委員にお願いします。

本日の会議書記を事務局にお願いします。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、「非農地証明について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書2ページをお開きください。

非農地証明は登記簿上の地目が農地であるものの、現況が非農地であるものについて、農地に該当するか否かを審議するものです。今回の事案では、登記簿地目が原野であり、農地ではないものの、現況地目が畑となっており、現状で農地法の規制があるため、非農地証明を行うものです。当該運用については問題ない旨、県北広域本部農業普及・振興課に確認しております。

申請地：沖野一丁目 5666 番 58

地 目：原野 現況地目：畑

面 積：717 m²

本事案について現地調査を1月29日に実施しております。
詳細については前方スクリーンをご覧ください。

- 説明 -

非農地証明事務処理要領2(3)アに該当する農地と判断し、非農地証明が可能と判断しております。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆6番委員

議案第1号の番号1について6番委員が説明します。

本申請地を確認したところ、山林の様相を呈していました。当該地は数十年前から農地ではなかったことを私自身で確認しており、現地で申請人に話を聞いたところ、これまでも農地として使用したことはなく、今後も農地として使用することはないとのことです。

周辺は宅地化されており、農業用機械の進入も難しく、農地への復旧・再利用は困難ではないかと思っておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆9番委員

非農地証明を出すことで所有者にはどのようなメリットがあるのか。

■事務局 非農地証明が出れば農地法の規制が外れるため、農地転用の許可が不要になります。

◆8番委員 登記地目が「原野」なのに、なぜ現況地目が「畑」になっているのか。

■事務局 経緯を調べましたが詳細は不明でした。いつの時点かは分かりませんが、現況確認により「畑」として判断し、農地台帳に掲載されていたものと思われます。

◆1番推進委員 意図的に山林状態にして非農地証明を取得すれば、開発が可能になってしまうのではないか。

■事務局 非農地証明を取得するためには条件があるため、山林化していれば必ずしも非農地証明が取得できるわけではありません。

◎議長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、非農地とすることに賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1の農地は「非農地として判断する」こととし、申請者に対し証明書を発行するものとします。

次に、議案第2号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より、令和8年1月30日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書の3ページから11ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社(農地中間管理機構)となっており、案件は18件です。

以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の12ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

詳細については前方スクリーンをご覧ください。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありますか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時00分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和8年2月10日

会長職務代理者

議事録署名人

議事録署名人